

兵庫県公報

令和7年3月7日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	1

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年3月7日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 塩谷 嘉宏

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度上半期 水産技術センター船舶燃料軽油単価契約

(2) 調達物品の種類等

船舶用J I S 1号軽油（軽油引取税免税）

(3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から同年9月30日（火）まで

(4) 納入場所

東播磨港（明石市二見町南二見地先）、姫路港（飾磨港及び妻鹿漁港）、室津漁港及び洲本港 計5箇所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和14年法令第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書、誓約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和7年3月7日（金）から同月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター
電話 (078) 941-8601 F A X (078) 941-8604

4 入札説明書、入札参加資格確認資料、仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和7年3月7日（金）から同月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付方法

県のホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>) に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「物品」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続き

入札参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和7年3月7日（金）から同月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参すること。

6 入札手続等

(1) 入札・開札日時及び場所

令和7年3月26日（水）午前11時

兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 2階会議室

(2) 入札書の提出期限

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年3月25日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額（1リットル当たりの単価・税別に使用予定数量を乗じて得た金額）の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。その場合は、令和7年3月25日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約書記載単価（1リットル当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上入札した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。